

## 川崎市公告第875号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和8年5月21日

川崎市長 福田紀彦

一般競争入札について、次のとおり公表します。

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 川崎市立学校給食室回転釜及び食器洗浄機保守点検業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立学校
- (3) 履行期間 契約締結日～令和9年3月31日
- (4) 業務概要 「仕様書」によります。

### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 本市または他官公庁において、類似の業務を受託した実績が過去5年間にあること。

### 3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

#### (1) 配布・提出場所

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所南庁舎4階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室 管理担当 萩原

電話 044-200-3480

FAX 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

#### (2) 配布・提出期間

令和8年5月21日(木)～令和8年5月27日(水) 平日午前9時～正午、午後1時～午後4時

※土曜・日曜日を除きます。

#### (3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(4)に示した資格に係る契約実績を証明するもの

※書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

#### (4) 提出方法

持参に限ります。

#### 4 資料の閲覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

#### 5 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

※併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

##### (1) 交付方法

「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX)により送付します。

##### (2) 日時

令和8年5月29日(金)までに交付

#### 6 仕様に関する問い合わせ

##### (1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

##### (2) 問い合わせ方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は、電子メールアドレス宛てに送付後、所管課まで電話連絡をしてください。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

##### (3) 問い合わせ受付期間

令和8年5月29日(金)～令和8年6月3日(水) 平日午前9時～正午、午後1時～午後4時

##### (4) 回答方法

令和8年6月5日(金)までに、全社に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

#### 7 競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(1) 入札方法 持参による紙入札

(2) 入札・開札の日時 令和8年6月11日(木)午前10時

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所南庁舎7階会議室

(4) 入札保証金 免除

(5) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

## 9 契約手続等

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供(振替債を除く。)、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に変えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金 否

## 10 その他

(1) 事情により入札を取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、3(1)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。